

東区だより「わいわい東区」広告掲載取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、東区だより「わいわい東区」（以下「区役所だより」という。）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の内容）

第2条 区役所だよりに掲載する広告について、新潟市広告掲載要綱第3条の各号及び新潟市広告掲載基準第5条の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

（広告掲載対象事業者）

第3条 広告掲載対象事業者は、東区役所管内の事業者とする。ただし、新潟市広告掲載基準第4条各号のいずれかの業種に属する事業を営む事業者及び同条各号に掲げる事業者は、広告掲載対象事業者としない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、新潟市広告掲載基準第4条第1号に掲げる業種に属する事業を営む事業者であっても、旅館業又は飲食店業に属する事業を主たる事業として営む事業者で適当と認めるものについては、これを広告掲載対象事業者とすることができる。

（広告掲載位置及び規格）

第4条 区役所だよりの広告掲載位置は全ページのうち2ページ分の下1段とする。また、各事業者の広告欄の大きさは1ページの下1段の3分の1（約3.9cm×約7.9cm）とする。

- 2 新潟市ホームページに掲載する区役所だよりには広告を掲載しない。

（広告掲載料）

第5条 広告掲載料は、掲載1回につき15,000円とする。

（広告掲載希望者の募集及び申し込み）

第6条 広告掲載希望者の募集は、ホームページ等の広告媒体その他の方法で行うものとする。

- 2 広告掲載希望者は区役所だより広告掲載申込書（別記様式第1号）を、指定する期限内に、市長へ提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第7条 掲載の決定は、申し込みの先着順により審査のうえ決定する。

- 2 前項の規定により、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第2号）により、広告掲載希望者へ通知するものとする。

（広告掲載内容の承諾）

第8条 前条第2項の規定により広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を遵守する旨の承諾書（別記様式第3号）を提出するものとする。

（広告原稿の提出）

第9条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに指定する場所に提出しなければならない。

(広告掲載料の納期限)

第10条 広告掲載料の納期限は、市長が指定する日とし、納入通知書発行日から30日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 第7条第2項の規定により広告掲載を決定した場合においても、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告主、広告の内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。
- 4 広告主は、第7条第2項の規定により決定を受けた区役所だよりへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第14条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

東区だより「わいわい東区」広告掲載申込書

（あて先）新潟市長

広告掲載希望者

住所（所在地）

法人名（名称）

代表者職氏名

連絡先（TEL）

（FAX）

（Eメール）

東区だより「わいわい東区」広告掲載取扱要領第6条第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1 希望する発行月

2 希望する号

3 業種

4 広告の内容

5 その他

（1） 東区内に本社や営業所などを有しない場合は、申し込みできません。

（2） 申し込みにあたっては、東区だより「わいわい東区」広告掲載取扱要領に定める事項を承諾、遵守します。

（3） 連絡先や広告掲載料払込通知書の送付先が上の希望者と違う場合は、下記に記入してください。

住所（所在地）

担当者氏名

連絡先（TEL）

（FAX）

（Eメール）

別記様式第2号（第7条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 中原 八一

東区だより「わいわい東区」広告掲載（不掲載）決定通知書

申し込みのあった広告掲載について、次のとおり掲載（不掲載）することに決定しましたので通知します。

記

1 掲載（不掲載）理由

2 掲載媒体（掲載号）

3 広告掲載料

4 納入期限日

5 承諾書の提出期限

6 提出・お問い合わせ先

新潟市東区地域課産業文化振興室 担当

〒950-8709 住所記載不要

電話 025-250-2130 ファックス 025-271-8131

年 月 日

承 諾 書

（あて先）新潟市長

住所（所在地）

法人名（名称）

代表者職氏名

連絡先（TEL）

（FAX）

（Eメール）

東区だより「わいわい東区」広告掲載取扱要領第8条の規定に基づき、次の内容について承諾します。

1 広告の内容及び条件

2 その他

新潟市広告掲載要綱及び新潟市広告掲載基準等を遵守し、広告の内容については、新潟市の指示に従います。